

令和元年山形村議会第3回定例会

議事日程（第3号）

令和元年9月17日（火曜日）午後 1時30分開会

開議宣告

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
《委員会付託請願・陳情、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 2 元請願第 2号
- 日程第 3 元請願第 3号
- 日程第 4 元陳情第 6号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 5 認定第 1号
- 日程第 6 認定第 2号
- 日程第 7 認定第 3号
- 日程第 8 認定第 4号
- 日程第 9 認定第 5号
- 日程第 10 認定第 6号
- 日程第 11 認定第 7号
《既提出議案、審議、表決》
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第 12 議案第 33号
- 日程第 13 議案第 34号
- 日程第 14 議案第 35号
- 日程第 15 議案第 36号
- 日程第 16 議案第 37号
- 日程第 17 議案第 38号
- 日程第 18 議案第 39号
- 日程第 19 議案第 40号

- 日程第 2 0 議案第 4 1 号
日程第 2 1 議案第 4 2 号
日程第 2 2 議案第 4 3 号
日程第 2 3 議案第 4 4 号
日程第 2 4 議案第 4 5 号
日程第 2 5 議案第 4 6 号
日程第 2 6 議案第 4 7 号
日程第 2 7 議案第 4 8 号
日程第 2 8 議案第 4 9 号
日程第 2 9 議案第 5 0 号

《追加議案、審議、表決》

(提案説明、質疑、討論、採決)

- 日程第 3 0 発議第 4 号
日程第 3 1 発議第 5 号
日程第 3 2 発議第 6 号
日程第 3 3 山形村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について
日程第 3 4 閉会中の事務調査の申出について
日程第 3 5 議員派遣の件について
閉会宣告

出席議員 (12名)

1 番 春 日 仁 君	2 番 大 池 俊 子 君
3 番 上 條 倫 司 君	5 番 百 瀬 昇 一 君
6 番 新 居 禎 三 君	7 番 大 月 民 夫 君
8 番 百 瀬 章 君	9 番 竹 野 入 恒 夫 君
1 0 番 小 林 幸 司 君	1 1 番 小 出 敏 裕 君
1 2 番 福 澤 倫 治 君	1 3 番 三 澤 一 男 君

欠席議員 (なし)

地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	本庄利昭 君	副 村 長	小林かつ代 君
教 育 長	根橋範男 君	代 表 監 査 委 員	笹野初雄 君
会計管理者	堤 岳志 君	総 務 課 長	上條憲治 君
税 務 課 長	村田鋭太 君	住 民 課 長	中川俊彦 君
保 健 福 祉 課 長	篠原雅彦 君	子 育 て 支 援 課 長	百瀬尚代 君
保 育 園 長	簀町通憲 君	産 業 振 興 課 長	藤沢洋史 君
建 設 水 道 課 長	古畑佐登志 君	教 育 次 長 (教育政策課長)	小林好子 君
総 務 課 財 政 係 長	児玉佳子 君		

事務局職員出席者

事務局長	宮澤寛徳 君	書 記	神通川直美 君
------	--------	-----	---------

◎開議宣告

○議長（三澤一男君） 全員が出席で定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第3回山形村議会定例会の本会議を再開します。

本日の会議に先立ちまして、報道関係者から取材の申し込みがありましたので、これを許可しました。

（午後 1時30分）

◎議事日程の報告

○議長（三澤一男君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三澤一男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第125条の規定により、5番、百瀬昇一議員、6番、新居禎三議員を指名します。

◎委員会付託請願・陳情の審議、表決

○議長（三澤一男君） これより議事に入ります。

委員会付託請願・陳情の審議、表決を行います。

既に所管の常任委員会に付託して審議いただいております請願・陳情で、委員会の審査結果が出たものについて、これより審議、表決いたします。

常任委員会の審査結果はお手元に配付の請願・陳情審査結果報告のとおりですが、ここで当該常任委員長の審査結果の報告を求めます。

福祉文教常任委員会の審査結果の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 春日仁君 登壇)

○福祉文教常任委員長(春日仁君) 福祉文教常任委員会に付託されました請願・陳情の審査結果を報告いたします。

本委員会に付託されました請願・陳情につきましては、去る9月12日に委員会審査を行い、元請願第2号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書」については採択とし、措置として、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

審査の中の意見で、本村は先進的に取り組んでいるが、他の大きな自治体の実績が不明な点、また以前からの継続請願であるが、国の取り組みとして目覚ましい進展がないことから、採択するべきであるとの意見がありました。

元請願第3号「『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を長野県知事に求める請願書」については採択とし、措置として、長野県知事に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

審査の中の意見で、昨年12月定例会でも意見書の提出をしているが、状況は変わっておらず、採択するべきであるとの意見がありました。

元陳情第6号「私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書」については採択とし、措置として、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、長野県知事に意見書の提出がよいものと決定いたしました。

審査の中の意見では、陳情元の協議会の中に、中信地区の高校で一部入っていない高校も見受けられるが、私学全体のことであり、以前からの継続の陳情であることから、採択すべきであるとの意見がありました。

以上、会議規則第94条第1項の規定により、福祉文教常任委員会の審査結果の報告を申しあげましたので、ご審議をお願いいたします。

○議長(三澤一男君) 委員長の報告が終わりました。

これより、委員長報告に対する質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑もないようですので、質疑を終結します。

これより、請願・陳情について、討論、採決を行います。

日程第2、元請願第2号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、元請願第2号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める請願書」については採択と決定しました。

日程第3、元請願第3号『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を長野県知事に求める請願書について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結して、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本請願についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。本請願を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、元請願第3号『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を長野県知事に求める請願書については採択と決定しました。

日程第4、元陳情第6号「私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書」について、討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 討論を終結して、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本陳情についての福祉文教常任委員長の報告は採択であります。本陳情を採択と決するに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、元陳情第6号「私立高校に対する公費助成をお願いする陳情書」については採択と決定しました。

◎認定第1号～認定第7号

○議長（三澤一男君） 既提出議案の審議、表決を行います。

日程第5、認定第1号から、日程第11、認定第7号までの、既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇)

○総務産業常任委員長（竹野入恒夫君） 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月10日の審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

認定第1号「平成30年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」の所管の款・項、認定第5号「平成30年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第6号「平成30年度山形村水道事業会計決算認定について」、認定第7号「平成30年度山形村下水道事業会計決算認定について」の4議案につきましては、いずれも原案認定すべきものと決定いたしました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

（福祉文教常任委員長 春日仁君 登壇）

○福祉文教常任委員長（春日仁君） 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月12日審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

認定第1号「平成30年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」の所管の款・項、認定第2号「平成30年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第3号「平成30年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」、認定第4号「平成30年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」の4議案につきましては、いずれも原案認定すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

それでは、認定第1号「平成30年度山形村一般会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

討論があるので、討論を行います。

最初に本案に反対の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

○2番（大池俊子君） 2番、大池俊子です。それでは賛成の立場から討論させていただきます。

地球温暖化による異常気象は毎年日本にも甚大な被害を及ぼしています。台風15

号による暴風雨が千葉県、神奈川県など、首都圏に上陸してから16日で一週間が経ちました。千葉県内での停電は依然として7万3,300戸、断水も1万6,743戸に上ります。住宅被害や農作物にも大きな被害が及んでいます。千葉県でも193億6,700万円で、まだ拡大すると思われます。

また、塩尻の長野県畜産試験場で起こった豚コレラ、まさに畜産農家の危機、農業の危機を感じます。また、多くの国民の反対と不安の声を無視して、10月1日から消費税10%を強行しようとしています。課題が山積みの社会情勢であります。

台風や地震など、自然災害の少ない山形村は、防災訓練などのやり方の甘ささえ感じています。

それでは自立の村、協働の村づくりを進める山形村の平成30年度の決算は、歳入総額35億3,094万円、歳出総額33億3,786万6,000円、実質収支9,320万6,000円でありました。

主な評価できるものは、小学校の空調設置工事、子どもを守る防犯カメラ設置、また地域おこし協力隊も複数になっています。

清水寺展望台の解体は、集落からシンボルの屋根が見えず残念です。

福祉バス2台運行は本格的にそれぞれの医療機関や大型店など、こまめに回ってくれています。特殊浴槽購入で重度障がいがある方などの対応ができるようになりました。特に病後児保育事業は利用75件と大好評で、近隣の村からも注目されています。

収納率についても、平成29年より上がっています。しかし、滞納整理機構へ送るのが3人から5人と、人数が増えたことについては、心配な点があります。

新規就農支援事業や、畜産酪農収益が強化整備など特別対策事業の農家の方には成功を期待するものです。一方でコンビニ交付事業など、相変わらず利用は少なく、少々急ぎ過ぎたのではないかと思います。伝承館もなかなか先が見えません。ますます危険度は増しています。

細かな点はたくさんありますが、現在進行している空き家対策や地域コミュニティ、また風食被害対策など、なかなか名案らしきものは見えてきません。しかし山形村がさらに暮らしや福祉が充実し、山形村から貧困や困った人が少なくなることを期待し、賛成討論とします。

○議長（三澤一男君） 以上で討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、認定第1号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第2号「平成30年度山形村国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、認定第2号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第3号「平成30年度山形村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について」の討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、認定第3号は、原案のとおり認

定することに決定しました。

次に、認定第4号「平成30年度山形村介護保険特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、認定第4号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第5号「平成30年度山形村清水高原簡易水道特別会計歳入歳出決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、認定第5号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第6号「平成30年度山形村水道事業会計決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長（三澤一男君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、認定第6号は、原案のとおり認定することに決定しました。

次に、認定第7号「平成30年度山形村下水道事業会計決算認定について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案認定とするものです。本案は委員長報告のとおり、原案認定とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、認定第7号は、原案のとおり認定することに決定しました。

◎議案第33号～議案第50号

○議長（三澤一男君） 引き続き、既提出議案の審議、表決を行います。

日程第12、議案第33号から、日程第29、議案第50号までの、既提出議案を一括議題として審議、表決を行います。

各議案の委員会審査結果はお手元に配付の議案審査結果報告書のとおりであります。ここで各委員長の議案審査結果の報告を求めます。

最初に、総務産業常任委員長の報告を求めます。

竹野入恒夫総務産業常任委員長。

(総務産業常任委員長 竹野入恒夫君 登壇)

- 総務産業常任委員長(竹野入恒夫君) 総務産業常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月10日の審査の結果、次のとおり決定いたしましたので、議会会議規則第77条の規定により報告いたします。

議案第33号「平成30年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」、議案第37号「山形村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」、議案第38号「山形村清水高原簡易水道条例の一部を改正する条例について」、議案第39号「山形村農産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第46号「令和元年度山形村一般会計補正予算(第3号)」の所管の款・項、議案第49号「令和元年度山形村水道事業会計補正予算(第2号)」、議案第50号「令和元年度山形村下水道事業会計補正予算(第1号)」の7議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しました。

ご報告申し上げます。ご審議をよろしくお願いいたします。

- 議長(三澤一男君) 次に、福祉文教常任委員長の報告を求めます。

春日仁福祉文教常任委員長。

(福祉文教常任委員長 春日仁君 登壇)

- 福祉文教常任委員長(春日仁君) 福祉文教常任委員会に付託されました議案の審査結果の報告をいたします。

本委員会に付託された議案につきましては、去る9月12日、審査の結果、次のとおり決定しましたので、議会会議規則第77条の規定により報告します。

議案第34号「山形村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第35号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第36号「山形村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」、議案第40号「山形村保健福祉センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第41号「小学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について」、議案第42号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」、議案第43号「山形村ミラ・フード館施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第44号「山形村ふれあいドーム施設の設置及び管理に関する条例

の一部を改正する条例について」、議案第45号「清水高原文化交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案46号「令和元年度山形村一般会計補正予算（第3号）」の所管の款・項、議案第47号「令和元年度山形村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）」、議案第48号「令和元年度山形村介護保険特別会計補正予算（第2号）」の12議案につきましては、いずれも原案可決すべきものと決定しました。

以上、ご報告申し上げます。ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 各委員長の審査結果報告が終わりましたので、ここで質疑を行います。

委員長報告に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

続いて、順次、討論、採決を行います。

最初に、日程第12、議案第33号「平成30年度山形村水道事業会計剰余金の処分について」の討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決とすることに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第33号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第13、議案第34号「山形村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第34号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第14、議案第35号「山形村教育・保育給付に係る利用者負担額を定める条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第35号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第15、議案第36号「山形村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第36号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第16、議案第37号「山形村水道事業給水条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第37号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17、議案第38号「山形村清水高原簡易水道条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第38号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18、議案第39号「山形村農産加工施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

討論があるので、討論を行います。

最初に、本案に反対の議員の討論を許します。

大池俊子議員。

- 2番（大池俊子君） 2番、大池俊子です。この改正条例は消費税に絡むものであります。今、マスコミなどでも言われているのですが、駆け込み需要さえ起きない消費不況の中で、この消費税を増税するということは最悪のタイミングとさえ言われています。

金額はわずかですが、この消費税絡みの議案については反対であります。

- 議長（三澤一男君） 次に、本案に賛成の議員の討論を許します。

（発言する者なし）

- 議長（三澤一男君） 以上で、討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

- 議長（三澤一男君） 起立多数であります。よって、議案第39号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第19、議案第40号「山形村保健福祉センター施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

- 議長（三澤一男君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

- 議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告

のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立多数であります。よって、議案第40号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第20、議案第41号「小学校施設使用料徴収条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立多数であります。よって、議案第41号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第21、議案第42号「農業者トレーニング施設条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものであります。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立多数であります。よって、議案第42号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第22、議案第43号「山形村ミラ・フード館施設の設置及び管理に関する条

例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立多数であります。よって、議案第43号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第23、議案第44号「山形村ふれあいドーム施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立多数であります。よって、議案第44号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第24、議案第45号「清水高原文化交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立多数であります。よって、議案第45号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第25、議案第46号「令和元年度山形村一般会計補正予算(第3号)」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第46号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第26、議案第47号「令和元年度山形村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第４７号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第２７、議案第４８号「令和元年度山形村介護保険特別会計補正予算（第２号）」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第４８号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第２８、議案第４９号「令和元年度山形村水道事業会計補正予算（第２号）」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、議案第４９号は、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第２９、議案第５０号「令和元年度山形村下水道事業会計補正予算（第１号）」について討論、採決を行います。

討論を行います。討論はありますか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 討論を終結し、直ちに採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、これより採決します。

本案に対する委員長報告は、原案可決すべきものでありました。本案は委員長報告のとおり、原案可決することに賛成の議員はご起立願います。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、議案第50号は、原案のとおり可決することに決定しました。

以上で、既提出議案審査、表決は終了しました。

ここで、先ほど採択となりました請願・陳情に関する意見書作成等、議案整理のため、暫時休憩します。

休憩。

(午後 2時19分)

○議長(三澤一男君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

議事日程は、お手元に配付のとおりです。

(午後 2時20分)

◎発議第4号

○議長(三澤一男君) 日程第30、発議第4号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

(1番 春日 仁君 登壇)

○1番(春日 仁君) 提案説明。発議第4号「国の責任による35人学級推進と、教育予算の増額を求める意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思っております。

国の「学級定員」は35人に引き下げられましたが、小学校1年生のみの実施とな

っています。子どもたちの成長や教育効果を考えれば生活集団と学習集団が一致していることが望ましく、学校におけるさまざまな問題を解決する上でも全学年での学級定員引き下げを実施し、教員がゆとりを持って子どもたちと触れ合えることが求められています。

山積する教育課題の解決には、教育の諸条件を整備する必要があります。

そこで、早期に少人数学級の実現と教育予算の増額を求め、関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、文部科学大臣、総務大臣です。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、発議第4号は、原案のとおり可決されました。

◎発議第5号

○議長（三澤一男君） 日程第31、発議第5号『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を求める意見書の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

(1番 春日 仁君 登壇)

○1番(春日 仁君) 発議第5号『へき地教育振興法に鑑み、へき地手当等支給率を近隣県並みの水準に戻すこと』を求める意見書について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思ひます。

長野県は2006年度より、へき地手当率を国の基準から大幅に少ない額に減額し、現在においてもその額は文部科学省令の3分の1程度にとどまっています。へき地手当等の原資については、基準に基づき国から交付されていますが、この基準を下回る手当の支給状況下では、へき地校に勤務する教職員の年齢構成に青年層が過半数を占めるなど、大きな偏りが発生しているばかりでなく、臨時的任用の職員の比率が増加しています。

こうした状況を、2005年度以前の水準に戻さなければ、へき地校での教職員配置や教育に、大きなゆがみが生じることが予想され、県全体の教育水準に大きな影響を与えかねません。

以上のことから関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、長野県知事です。

ご審議をよろしくお願ひいたします。

○議長(三澤一男君) 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

(発言する者なし)

○議長(三澤一男君) 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略し、直ちに採決をしたいと思ひますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願ひます。

(賛成者起立)

○議長(三澤一男君) 起立全員であります。よって、発議第5号は、原案のとおり可決されました。

◎発議第6号

○議長（三澤一男君） 日程第32、発議第6号「私立高校への公費助成に関する意見書」の提出についてを議題とします。

本案件の提出議員の趣旨説明を求めます。

春日仁議員。

（1番 春日 仁君 登壇）

○1番（春日 仁君） 発議第6号「私立高校への公費助成に関する意見書」について、提案説明を行います。

意見書の文面につきましては、ご覧いただきたいと思えます。

昨今の低迷する経済状況下及び少子化の現在において、私学経営は厳しさを増しており、保護者への負担も増加しています。

そこで、さらなる公費助成の増額を求め、関係機関へ意見書を提出するものです。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、長野県知事です。

ご審議をお願いいたします。

○議長（三澤一男君） 本案件の提出議員の趣旨説明が終わりましたので、これより本案件に対する質疑を行います。

本案件に質疑のある議員の発言を許します。

質疑はありませんか。

（発言する者なし）

○議長（三澤一男君） 質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りします。本案は討論を省略して、直ちに採決をしたいと思います。ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ないので、討論を終結し、直ちに採決します。

本案件に賛成の議員はご起立願います。

（賛成者起立）

○議長（三澤一男君） 起立全員であります。よって、発議第6号は、原案のとおり可決されました。

◎山形村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙について

○議長（三澤一男君） 日程第33、山形村選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

令和元年8月13日付で、山形村選挙管理委員会委員長より、地方自治法第182条第8項の規定により、選挙管理委員会委員及び同補充員の任期が満了し、選挙を行うべき事由が発生した旨の通知が議長宛てに提出されております。したがって、ただいまから選挙管理委員会委員及び同補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法は、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推薦にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって選挙の方法は、指名推薦で行うことに決定しました。

お諮りします。指名方法につきましては、議長において指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認め、議長において指名することに決定しました。

それでは指名します。選挙管理委員会委員に、山形村38番地5 平林美江子さん、山形村1377番地1 上條善清さん、山形村5397番地1 青沼永廣さん、山形村6283番地1 鈴木まゆみさん。以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名した方を、山形村選挙管理委員会委員の当選人とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（三澤一男君） ご異議ないものと認めます。よって、山形村選挙管理委員会委員に平林美江子さん、上條善清さん、青沼永廣さん、鈴木まゆみさんが当選されました。

次に、山形村選挙管理委員会補充員には、次の方を指名します。第1順位 山形村4567番地14 吉越良子さん、第2順位 山形村4778番地 古本よし子さん、第3順位 山形村1717番地13 大池高年さん、第4順位 山形村5610番地17 佐塚俊弘さん。以上の方の指名をします。なお、指名順位につきましては、慣

例により年齢順とします。

お諮りします。ただいま、議長において指名した方を山形村選挙管理委員会補充員の当選人とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって山形村選挙管理委員会補充員には、第1順位 吉越良子さん、第2順位 古本よし子さん、第3順位 大池高年さん、第4順位 佐塚俊弘さんが当選されました。

ここで、議案整理のため、暫時休憩をします。

休憩。

(午後 2時33分)

○議長(三澤一男君) 休憩を閉じ、本会議を再開します。

(午後 2時34分)

◎閉会中の事務調査の申出について

○議長(三澤一男君) 日程第34「閉会中の事務調査の申出について」を議題とします。

各委員長より、会議規則第75条の規定による閉会中の事務調査の申出書が、お手元に配付のとおり提出されました。

お諮りします。閉会中の事務調査事項については、各委員長の申出のとおり、承認することにしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認め、各委員長の申出のとおり、閉会中もなお所管の事務調査をすることに決定しました。

◎議員派遣の件について

○議長(三澤一男君) 日程第35「議員派遣の件」についてを議題とします。

お諮りします。お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(三澤一男君) ご異議ないものと認めます。よって、お手元に配付の「議員派遣の件」のとおり派遣することに決定しました。

以上で、今定例会の議事日程はすべて終了しました。

◎村長あいさつ

○議長(三澤一男君) ここで、村長よりあいさつがあります。

本庄村長。

(本庄利昭君 登壇)

○村長(本庄利昭君) 閉会にあたりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

本定例会は、9月3日開会以来、本日までの15日間にわたり開催されてまいりました。

9月9日には、台風15号が首都圏を通過し、記録的な暴風や大雨のため、鉄道のダイヤが大幅に乱れ、また、千葉県を中心に大規模な停電が発生いたしました。

千葉県の山間部を中心に、今日現在でも6万件余の停電が解消されない状況であります。被災されました地域の皆様には、一日も早い復興を願うところであります。

本定例会に提案申し上げました、30年度の決算認定が7件、条例の一部改正が12件、補正予算5会計などのすべての案件に承認または可決をいただき、改めて感謝申し上げます。

また、本定例会の会期中に皆様からいただきました、ご意見・提案などにつきましては、今後の村政運営の参考にさせていただきたいと思っております。

季節は、中秋から晩秋へと向かいますが、議員各位には、健康にご留意の上、ますますのご活躍を祈念申し上げまして閉会のあいさつといたします。

◎閉会宣告

○議長(三澤一男君) 以上で、令和元年第3回議会定例会を閉会し、散会といたします。ご苦労さまでした。

(午後 2時38分)
